フランスにおける行政警察と重大なフォートによる責任
――最近のコンセイユデタ判例について――

北　村　和　生*

目　　次

Ⅰ　は じ め に
Ⅱ　監督責任と重大なフォート
Ⅲ　行政警察と重大なフォート――2024年５月31日判決――
Ⅳ　お わ り に

Ⅰ　は じ め に

フランスの行政賠償責任（responsabilité administrative）には、わが国の国家賠償法にあたる一般法は存在せず、最高裁判所にあたるコンセイユデタ（Conseil d'Etat）を中心とした判例によって、その法理が構築され、それがフランス行政賠償責任法の特色とされている。判例によって構築された行政賠償責任法の中でも、フォートによる責任が最も主要なものとされているが[1]、フォートには一定の段階があると考えられてきた。すなわち、通常のフォート（単純なフォート（faute simple）と呼ばれる）だけではなく、行政賠償責任の成立を制限しうる加重的な要件として、重大なフォート（faute lourde）が要求されることがある。かつては、重大なフォートは、フランス行政賠償責任の特色の一つと考えられ、医療事故等の様々な行政領域において要件とされてきた[2]。しかし、1990年代以降、個別の行政領域によって

＊　きたむら・かずお　立命館大学大学院法務研究科教授

やや違いはあるものの、重大なフォートによる責任が縮小する傾向が見られた[3)]。

しかしながら、重大なフォートによる責任は、消滅したわけではない。今日においても、一定の領域においては、重大なフォートによる責任を確認する判例が見られる。では、どのような領域で重大なフォートによる責任が適用されているのであろうか。行政賠償責任の専門書[4)]、あるいは、代表的な行政法の体系書によると[5)]、重大なフォートによる責任が適用されているのは、ほぼ以下の３類型であると整理されている。すなわち、第１に、行政による監督（contrôle）の分野の行政賠償責任である。主に、国による地方公共団体への監督と経済的な規制（regulation）による監督[6)] の分野の２つの領域において、重大なフォートによる責任が維持されているとされる。第２に、裁判所の活動に関する行政賠償責任である。第３に、一定の行政警察（police administrative）の活動に関する行政賠償責任である。

本稿は、このような現在の行政判例の下においても、重大なフォートによる責任を適用した最近の判例を考察することによって、フランスの行政賠償責任法の現状を整理し、重大なフォートによる責任の再検討を試みようとするものである。このような検討によって、以下のような点を明らかにすることができると考えられる。第１に、重大なフォートによる責任の位置づけの変化であり、それは、重大なフォートが要求される根拠（justification）の変化でもある。重大なフォートによる責任の根拠は、かつての判例によると、多くの場合、役務の困難性であるとされてきた。しかし、現在の重大なフォートを要求する判例においては、Ⅱ以下で見るように、必ずしも役務の困難性のみがその根拠であるとは言うことはできない。これらの重大なフォートによる責任の根拠を検討することにより、フランスの行政判例が、どのような点を考慮して、行政賠償責任の成立に制限を加えようとしているのかを明らかにすることができる。また、このような点は、重大なフォートを通じたコンセイユデタの判例政策の変化としてとらえることもできよう。第２に、わが国の国家賠償責任の解釈論への示唆

も考えられる。重大なフォートによる責任は、フランス行政賠償責任に固有な論点ではあるが、損害賠償責任の成立に制約を与える事情は、例えば、規制権限の不作為に関する責任に見られるように、わが国の国家賠償法についても一定の示唆を与えうるものと考えられる。

本稿では、以上の目的から、行政警察に関して重大なフォートによる責任の適用を確認したとされる、最近のコンセイユデタ判例を主な素材として、重大なフォートによる責任の根拠に注目して検討を行う（Ⅲ）。行政警察に関する判例の検討に入る前に、行政警察以外の重大なフォートによる責任が維持されている分野との比較が必要と考えられるため、監督の不作為による行政賠償責任（以下、「監督責任」という）についても、その根拠を整理し、最近の判例を確認する（Ⅱ）。なお、裁判所の活動にも重大なフォートによる責任が適用されるが、通常の行政活動とはその法的な性格が大きく異なると考えられるため、本稿の考察対象には含めていない。

Ⅱ　監督責任と重大なフォート

1．重大なフォートが必要とされる根拠

行政が、他の独立した法人などに対して監督権限を有している場合、監督責任を負うのは、重大なフォートを犯した場合のみであるとされてきた[7]。別稿でも紹介したように[8]、コンセイユデタの1946年３月29日判決が、監督責任について重大なフォートによる責任を採用した判例とされる。しかし、その後の判例の展開においては、一部の分野を除いて重大なフォートよる責任は、縮小したとされている。

では、監督責任について重大なフォートという要件が今も維持されている分野では、その根拠はどのように理解されているのであろうか。監督責任に関する Y. Gaudemet の論文によると[9]、これまで、重大なフォートの根拠は、監督の「固有の性格と行政がその行使のために実際に保有している手段から特別な困難を示していること」であるとされてきた。このよう

な役務の困難さに重大なフォートによる責任の根拠を求めるのは、監督責任以外の領域でも共通するが、現在の判例においては、役務の困難さが認められる領域であっても、単純なフォートによる責任が適用されており、このような説明は説得的ではないとされる[10)]。そして、Y. Gaudemet によると、重大なフォートによる責任が適用されるのは、監督という行政活動の特徴によるものと理解されている。すなわち、監督責任に重大なフォートによる責任が適用され、行政賠償責任の成立が制限されるのは、監督による規制を受ける私人（contrôlé。被監督者）に対して十分な自由を与え、監督機関の介入を一定の面に限定しようとする配慮であるとされている。また、被監督者の責任を監督者が自らの責任とすることがないようにすべきとの指摘もなされている[11)]。後者の指摘は、他の論者にも見られるが、監督責任は補充的なものであり[12)]、二次的な性格のものに過ぎず、被監督者が本来は責任を負うべきとの理解である。

以上のように、現在でも、監督責任については重大なフォートによる責任が適用されうる。監督責任のうち、重大なフォートによる責任が適用される主な領域は、既に指摘したように、国による地方公共団体への監督と経済的な規制が主である。一方で、例えば、公衆衛生に関する監督責任については、単純なフォートによる責任が適用されている。代表的な例としては、薬害訴訟のように、医薬品の安全性に関する製薬会社への規制といった、生命身体へ危害防止に関する監督責任が指摘できる。薬害訴訟については別稿で整理したことがあるため[13)]、本稿では、アスベスト被害に関する2020年12月18日判決（以下「2020年判決」という）[14)] を、最近の判決として、紹介する。2020年判決は、監督責任について単純なフォートによる責任を適用しているが、重大なフォートを適用するかにつき、一定の議論が見られた判決である。

2．アスベスト被害と労働監督――2020年12月18日判決――

アスベスト被害についてのコンセイユデタの判例としては、これまでに

も情報提供義務に関する判例が見られる[15)]。これに対し、2020年判決は、アスベストへの規制をしないという不作為が問題となった事例ではなく、既に制定された労働安全衛生に関する規制を、事業者に対して適切に遵守させることを怠った監督機関の不作為が問題になった場合であり、労働監督(inspection du travail)[16)]が、事業所における規制の適用を怠った監督の不作為がフォートにあたるかが争点となった。本件の原告は、1964年から1987年まで造船所で労働しており、訴訟提起の時点においてはアスベストに由来する中皮腫等の疾病を発症していないものの、今後、それらの疾病を発症するのではないかとの不安を感じ、精神的な損害に対して行政賠償責任を請求したものである。なお、当該被害者は、既に会社から精神的損害について一定の給付を受けているが、別途、国に対しても監督責任を求めたものである。

(1) 重大なフォートによる責任の適用

2020年判決において、報告担当官（rapporteur public）の V. Villette の論告（conclusions）[17)]は、重大なフォートによる責任の適用について次のように説明している。

まず、同論告は、監督について重大なフォートによる責任が適用される理由としては、役務の困難さをあげることは説得的ではないとして、やはり、監督を受ける者の活動への行政による過度の関与を避けるためであるとの指摘を行う。そして、次に、監督を理由とする行政賠償責任について、重大なフォートによる責任を適用すべきかどうかにつき、以下の３種類に分けて検討している。すなわち、① 行政が許可や不許可の権限を有する場合、② 高度の監督（contrôle approfondi）にあたる場合、③ 一般的な監督の場合、であり、重大なフォートによる責任が適用されるのは③の一般的な監督の場合であるとする。②の高度の監督とは、薬害訴訟の事例があげられており、法律によって与えられている監督権限が一定の強度を示すものであり、このような高度の監督権限が与えられている場合には、監督者は

単なる監督として二次的な性格を持つものではないとされると考えられる。

次に、同論告は、これらの類型はすべての判例を包括しうるものではないとし、また、本件においては、「躊躇はあった」としながらも、重大なフォートによる責任を適用するのがより適切であるとしている。その根拠としているのは、労働監督による権限が、衛生上の規範の尊重に関するものであり、労働者の保護のためのものであることから、②の高度の監督と親和性があると考えられるものの、労働監督の権限の性質や、その権限行使の実態等から、③の一般的な監督に該当するからであるとしている。

⑵ 2020年判決とその評価

これに対して、2020年判決は、重大なフォートの存在を指摘していなかった原審の判決を誤りがないものとし、また、「その権限行使において労働監督によって犯されたフォート」が、国の責任を生じる性質のものであると述べている。これらの点から、2020年判決は、論告には従わず、重大なフォートによる責任ではなく、単純なフォートによる責任を採用したものと考えられている[18)]。

2020年判決が、重大なフォートによる責任を採用しなかったことについては、いくつかの理由が考えられるが、2020年判決の評釈によると、主に以下の点を指摘することができる[19)]。第1に、労働監督が、労働法典だけではなく、「工業および労働監督に関する条約（第81号）」16条や17条といった国際条約によって、規制を入念に行うことが義務付けられていることがあげられる。報告担当官の示す枠組みによるならば、判決は、これらの条約によって、論告と異なり、高度の監督に該当しうると考えたのであろう。第2に、やはり、守られるべき利益の重要性があげられる。すなわち、労働者の安全衛生、さらには労働者の生命身体という保護されている利益の重要性が考慮され、単純なフォートによる責任が採用されたと考えられる。

このように、監督責任においては、権限が高度なものかどうかという権限の強度と、保護される利益の性質という二つの基準を根拠として、重大

なフォートによる責任ではなく単純なフォートによる責任を適用した。このような見解は、薬害の分野等の従来の判例にも見られたところであり、監督責任においても重大なフォートによる責任の適用範囲が限定されていることが理解される。

Ⅲ　行政警察と重大なフォート――2024年５月31日判決――

行政警察に関する重大なフォートによる責任については、夙にその「衰退（déclin）」が指摘されてきた[20)]。コンセイユデタは、行政警察に関して重大なフォートによる責任を明確に放棄したことはなかったとされているが、学説においては、行政警察の分野での重大なフォートによる責任の適用については消極的な考え方が少なくない。

ところが、近時、このような学説の傾向とは異なる判決が見られる。2018年７月18日のコンセイユデタの判決（以下、「2018年判決」という）は[21)]、行政警察活動の一種であるテロ防止権限の不作為に関し、行政賠償責任の成立には重大なフォートが必要であるという立場を採用した。同判決に対しては、学説からの批判も見られたが、その後の裁判例においても2018年判決の立場が踏襲されており、テロ防止活動に関する不作為については、重大なフォートによる責任が適用されている[22)]。

2018年判決は、行政警察の分野に関して重大なフォートによる責任が適用されるのを認めたが、その判例としての影響力は必ずしも大きくはないと考えられる。というのも、第１に、2018年判決が取り上げたテロ防止に関する役務は、行政警察の中でも特殊な役務であり、行政警察一般に広げることはできない。第２に、テロ防止権限の不作為は、行政警察に関する分野であるが、Ⅱで検討した監督責任との類似が指摘できる[23)]。確かに、2018年判決においては、監視の対象になる者の権利保護の必要性が指摘されていることや、行政自身が直接の加害者ではないことから、行政警察というよりも監督責任に類すると考えることができよう。このように考える

なら、2018年判決の判例としての影響力は、テロ防止に関する警察活動に限定されるものであり、行政警察一般に見られる、重大なフォートによる責任の衰退傾向には影響がないと考えることもできよう。

しかし、コンセイユデタは、2024年 5 月31日の判決（以下、「2024年判決」という）[24] において、テロ防止とは異なる行政警察の責任に関して、重大なフォートによる責任を維持する判決を下した。2024年判決は、行政警察の中でも、治安部隊（forces de l'ordre）によるデモや暴動を鎮圧するという治安維持活動（maintien de l'ordre）に関するものであり、さらに、これらの活動に関連する武器等の使用という実力行使に関する判決である。以下では、まず、武器等の使用といった警察の実力行使に関する行政賠償責任に関する従来の行政判例を簡単に整理し、次に、2024年判決に対する評価を紹介し、最後に、行政警察の分野における重大なフォートによる責任の位置やその根拠について、監督責任との比較を含めて、検討する。

1．2024年判決と警察の実力行使に関する行政賠償責任の判例

⑴　2024年判決の事案と背景

2024年判決は、黄色いベスト運動（Mouvement des Gilets jaunes）に関する行政賠償事件である。黄色いベスト運動は、フランスで2018年から開始されたもので、当時のマクロン政権が採用した増税等の様々な政策に対する抗議活動であった。同活動については、パリだけではなくフランス各地で大規模なデモ等の抗議活動が行われていたが、継続的に毎週行われるという特徴を有しており、その回数に応じてアクトⅡ等の数字を伴う名称がつけられていた。これらの抗議活動に対し、フランス警察の治安部隊は、実力行使を伴う鎮圧を行い、治安部隊と同活動の参加者等との実力による衝突が発生し、多数の被害が生じた。このため、黄色いベスト運動に関しては、行政裁判所でだけではなく、様々な訴訟が提起された。2024年判決は、黄色いベスト運動に関する訴訟において、コンセイユデタが初めて判断を示した判決とされている。また、近年のフランスでは、黄色いベスト運動

だけではなく、警察の実力行使に関する訴訟が少なくないことから、コンセイユデタが、従来の判例を踏襲するかどうかについても関心が持たれていた。このようなことから、2024年判決については、警察の実力行使に関して、従来の判例を現代化する機会を与えた判決であるとの評価も見られる[25)]。

次に、2024年判決の事案について、報告担当官の M. Boutron の論告に基づいて紹介する。2024年判決に関する黄色いベスト運動は、アクトⅨの際のものである。アクトⅨは、2019年１月12日、フランス各地の都市で行われた。中でもパリでは、シャンゼリゼ地区でデモ行進が行われた。当日、14時30分、事前に届出たルートから離れていた約600名のデモ隊は、治安部隊から解散の警告を受けるなどしていたが、その後、治安部隊との間で激しい衝突を引き起こすこととなった。原告である A 氏は、当時、黄色いベストを着用していたものの、A 氏自身によれば、デモ参加者ではなく、アマチュアのカメラマンとして、他のジャーナリストともに、現場に滞在していたとしている。この際、A 氏は、治安部隊が発射した催涙弾（grenade lacrymogène）を受け受傷した。これに対して行政賠償責任が請求されたのが本件である。第１審のパリ行政裁判所の判決によって、A 氏の請求は棄却されたが、訴訟法上の理由により[26)]、行政控訴裁判所ではなく、コンセイユデタによって、2024年判決が下された。

2024年判決について検討する前に、本件のような警察による実力行使、中でも武器の使用に関する行政賠償責任の判例や立法を整理しておく。

⑵　警察による武器使用に関する行政賠償責任

フランスの行政判例や立法によると、2024年判決のような、警察による武器使用に関する行政賠償責任に関する制度は、以下のように、概ね３つの類型に分けることができ[27)]、どの類型に該当するかにより、行政賠償責任の要件が異なるとされる。

第１に、1949年６月24日のコンセイユデタ判決（以下、「1949年判決」という）[28)] によるフォート不要責任（responsabilité sans faute）[29)] が認められるか、

である。1949年判決は、警察官による銃器の使用により被害者が死亡した事件に関するものであるが、一定の要件の下でフォート不要責任を認めたものである。1949年判決以前の判例によると、このような場合には行政警察による責任として重大なフォートが要件とされるはずであったが、1949年判決は、警察官が人や物に対して「例外的な危険性（des risques exceptionnels）」を帯びた武器や器具を使用（usage d'armes ou d'engins）し、生じた損害が、「公役務の存在による利益の対価として私人が負担しなければならない負担」を超えているときは、「たとえそのようなフォートが不存在であったとしても（même en l'absence d'une telle faute）」損害賠償責任が生じるとした。1949年判決は、危険責任を根拠としていると考えられており、それまでの危険責任としてのフォート不要責任の延長にあると考えられる[30)]。ただし、1949年判決によるフォート不要責任が適用されるのは、警察の活動との関係で第三者に該当する者のみであり、警察活動の対象となっている者に対しては、「例外的な危険性」を帯びた武器等による損害であっても、フォートによる責任が適用されることとなる。しかも、コンセイユデタの判決によると、このような場合には、重大なフォートではなく、単純なフォートによる責任が適用されるものとされていた[31)]。したがって、1949年判決によるフォート不要責任が適用されるかどうかについては、まず、警察が使用した武器が「例外的な危険性」を帯びているのかどうかという点と、次に、被害者が警察の活動との関係で第三者に該当するのかという点が、主要な争点になる。

第 2 に、やはり、フォート不要責任ではあるが、判例ではなく、立法に基づく責任制度の適用が認められるかである。すなわち、国内治安法典（Code de la sécurité intérieure。以下、「CSI」という）L. 211-10による責任である。同規定によると、国は、武装または非武装の騒擾または集会（attroupements ou rassemblements）により犯された犯罪行為（des crimes et délits）から生じる損害に対して民事上の責任を負うものとされる（以下、「騒擾責任」という）。騒擾責任は、フォート不要責任とされ、治安部隊の介入によって騒擾等の

構成員に対して引き起こされた損害にも及びうるとされている。

第３に、警察によって使用された武器が「例外的な危険性」を帯びていない等として1949年判決が適用されず、さらに、騒擾責任の要件を充足しないとされる場合は、警察活動の行政賠償責任に関する一般的な判例が適用されることとなる。したがって、1905年以来の行政警察責任に関するコンセイユデタ判例に従うとするならば[32)]、フォート不要責任ではなく、重大なフォートによる責任が適用されることになる。仮に、学説や下級審判決の一部に見られるように、警察官による武器等の使用に関しても、他の行政警察分野で見られるように、単純なフォートによる責任が適用されるのだとする立場を採用するならば、第１の場合における警察活動の対象となっていた被害者と同じく、単純なフォートによる責任が適用されることになる。

２．2024年判決と行政賠償責任

2024年判決につき、１.⑵で整理したどの類型に該当するか、さらに、その責任要件が満たされるかを、フォート不要責任とフォートによる責任に分けて整理することとする。

⑴　フォート不要責任

㈠　1949年判決によるフォート不要責任の可否

1949年判決が適用されるためには、既に述べたように、本件においても、治安部隊が使用した武器等が「例外的な危険性」を帯びており、かつ、A氏が警察活動の対象となる者ではなく第三者であった必要がある。後者の論点に関して言えば、A氏自身は、自らを第三者ではないと主張していたものの、A氏の行動からは（黄色いベストを着用していたことや解散命令にもかかわらず現場にとどまっていたこと等）、A氏は参加者と同視できるものであり、通行人や近所の住人といった全くの第三者であるとは考えがたいところである[33)]。しかし、ここでは使用された武器等が「例外的な危険性」を

帯びていたかという点を確認しておくこととする。というのも、「例外的な危険性」を帯びないと判断された場合には、仮に A 氏が第三者であったとしても、本件については、1949年判決は適用されないからである。

本件において、治安部隊が使用したのは発射筒によって発射するタイプの催涙弾であるが、当該催涙弾が「例外的な危険性」を帯びているだろうか。

1949年判決においては、警察が使用した武器等は、銃器であり、「例外的な危険性」に該当することが容易に認められていた。その後の判例は、「例外的な危険性」を帯びた武器等の範囲を拡大していったとされており、銃器については自動小銃等の自動的に発射するタイプのものではなく、通常の拳銃であっても、「例外的な危険性」を帯びていると判断されてきた。また、銃器以外の武器等についても、例えば、フラッシュボール（警察がデモ隊の鎮圧に使用するゴム弾の一種で、致死性が低いとされる）については、行政控訴裁判所の裁判例ではあるものの、「例外的な危険性」を帯びることが認められた判決が見られる[34)]。しかし、判例が、「例外的な危険性」を帯びた武器等の範囲を拡大してきたとはいえ、例えば、警棒については「例外的な危険性」を帯びた武器等であることが否定されてきている。そして、催涙弾についても、それが爆発等を引き起こすのではなく、単に催涙ガスを発するのみである場合には[35)]、「例外的な危険性」を帯びていないとして、1949年判決によるフォート不要責任の適用を認めないのが判例の立場であるとされる。催涙弾に関するリーディングケースとされるコンセイユデタの1956年 3 月16日判決[36)]（以下、「1956年判決」という）は、CRS（Compagnie républicaine de sécurité。共和国機動隊）が使用した催涙弾について、「例外的な危険性」を帯びるものではないとして、1949年判決によるフォート不要責任の適用を否定し、行政賠償責任が認められるためには、当時の行政警察活動に関する判例に則り、重大なフォートの存在が必要であるとしている。

2024年判決は、「例外的な危険性」の問題に対して、1956年判決に代表される従来の判例を特に修正することはなかった。すなわち、2024年判決は、本件で使用された催涙弾については、「例外的な危険性」を帯びた武器等に

該当することを認めず、フォート不要責任の適用を認めなかった。M. Boutron の論告によると、その理由は、当該催涙弾が「中間的な武力（de force intermédiaire）」に該当するものであり、CSI の R. 211-18等の定めにおいても、デモ対策として、使用方法については限定されてはいたものの、その使用が治安部隊に認められた火器（armes à feu）に含まれるものであることや、そして、これまでの判例と同じ理由であるが、催涙弾が仮に規制に違反して使用されたとしても、致死的な効果（effet létal）を有しないことであった[37)]。

2024年判決が、従来の判例に依拠して、「例外的な危険性」に対して行った消極的な判断に対しては、同判決の評釈を参照すると、批判的な見解が見られる。C. Rouillier は、催涙弾の水平撃ち（tir tendu）によって、失明等の重大な傷害が数多く生じ、また、死亡例もあることからすると、コンセイユデタの評価は驚くべきものとしている[38)]。そして、C. Rouillier によると、実際に重大な傷害等が発生しているにもかかわらず、コンセイユデタが、催涙弾に「例外的な危険性」を認めないのは、催涙弾を法令に適合して使用する限りは、1949年判決の意味での危険性がないと判断しているからであるとしている。すなわち、コンセイユデタは現実の催涙弾の使用の危険性を評価しているのではなく、「武器の通常の使用（l'usage normal de l'arme）」、すなわち、法令上の理論的な使用の危険性を評価しているにとどまることになるのであり、このような裁判所が使う危険性の評価手法は、警察活動に対する司法審査の限界を示すものであるとしている。また、G. Eveillard は、2024年判決が、フォート不要責任の適用の拡大傾向と異なる方向にあることへの批判や、現在の催涙弾が1956年判決当時のものと異なり、より強力で潜在的に危険な武器となっているという技術的な変化を考慮すべきとしている[39)]。これらの論者の指摘は、本件において催涙弾に「例外的な危険性」が認められ、1949年判決のフォート不要責任の適用がなされるべきであったとするものと考えられる。

(イ) 騒擾責任の可否

2024年判決は、騒擾責任についても、A 氏の請求を認めなかった。2024年判決によると、原審判決が評価したように、A 氏は、デモ参加者に解散命令が繰り返し出されていたこと、当時の状況の危険性を A 氏が認識していなかったはずがなかったこと、警察が必要な警告を与えた後になって催涙弾を使用したことにもかかわらず、A 氏が激しい衝突のすぐ近くにおいて、個人的な利益のために写真を撮るという目的でとどまっていたことなどから、A 氏が、国の責任を全部免除するという性質の無思慮（imprudence）を犯したと判断し、騒擾責任の成立を認めなかった。

本件において A 氏の受けた損害は、騒擾責任の要件を充足しているものと考えられている。1949年判決によるフォート不要責任と異なり、騒擾責任は、被害を受けた者がデモ等の活動の第三者に該当することを要求していないからであり、また、その他の CSI の L. 211-10の様々な要件（騒擾等の存在、刑法上の犯罪行為が行われたこと、因果関係が存在すること）についてはいずれも充足していると考えられるからである。しかし、フォート不要責任であっても、免責事由が認められることはある。免責事由の一つが被害者のフォート（faute de la victime）と呼ばれるもので、被害者自身の一定の行動を理由としてフォート不要責任が免責されうる。本件では、いわば危険な状況に自ら接近したような A 氏の無思慮な行動が被害者のフォートにあたるとして、騒擾責任も認められなかった[40]。

以上のように2024年判決は、1949年判決についても、また、騒擾責任についても、フォート不要責任の適用を認めないという立場をとった。したがって、最後に検討されるべきは、フォートによる責任ということになる。

(2) フォートによる責任

行政警察の一種である秩序維持活動については、いわば一般法にあたるフォートによる責任が適用されることは争いがない。そのため、検討対象となるのは重大なフォートによる責任か、あるいは、単純なフォートによ

る責任かという点である。そして、次に、本件における警察の治安維持活動について、フォートまたは重大なフォートが認定されるのかが問題になる。

(ア) 重大なフォートによる責任の採用

2024年判決は、「秩序維持活動を理由とする国の責任は重大なフォートの場合においてのみ生じる」としており、重大なフォートによる責任を適用することを明言している[41)]。M. Boutron の論告においても、1905年以来の判例を引用し[42)]、2024年判決の事案において重大なフォートによる責任を適用しないいかなる理由も認められないと述べられている[43)]。

では、2024年判決が重大なフォートを採用した根拠はどのような点にあるのだろうか。既に指摘したように、従来の判例は、行政警察の分野において、重大なフォートが求められる根拠について、役務の困難さをあげていた。しかし、重大なフォートによる責任がその範囲を縮小し、単純なフォートによる責任が拡大した結果、それまでは役務が困難とされる分野においても、単純なフォートによる責任が認められるようになった。例えば、テロを理由とした危急事態（état d'urgence）における行政捜索（perquisition administrative）という行政警察の活動の中でも最も困難な性格を有すると考えられる役務についても[44)]、単純なフォートによる責任が適用されている[45)]。

もちろん、治安維持活動には特に困難さが認められるものの、単純なフォートによる責任が認められてきた他の行政警察活動の場合とどのような違いがあるのだろうか。G. Eveillard は、重大なフォートによる責任には批判的な立場に立つ論者であるが、2024年判決について、他の判例とは矛盾するわけではないとして、次のような説明を試みている[46)]。すなわち、2024年判決における秩序維持活動の状況には、特徴として、緊急性（urgence）と、治安部隊の行動に服従することへの市民の潜在的な抵抗があるとする。緊急性については具体的な予測が困難であることによるとされ、抵抗については、救助活動等の単純なフォートによる責任が認められた行政警察の領域とは異なる治安維持活動の特徴であるとしている。行政捜索について

も抵抗はあり得るが、それは予測や準備が可能である点で治安維持活動とは異なるとしている。M. Boutron も、治安維持活動が単純なフォートを認められた他の行政警察の活動と異なる点として、実力行使が行われ、それには、固有の危険性を伴うことを指摘しているが、G. Eveillard と同様の指摘であると考えられるであろう。また、後にも触れるが、治安維持活動のような複雑でデリケートな現場で、警察の判断を制限することに対する、行政裁判所の謙抑的な配慮に関する指摘も見られる[47)]。

以上のように、2024年判決は、重大なフォートによる責任制度を適用するとの行政裁判所の判決を是認したが、その根拠として、単に役務の困難性を根拠としているわけではなく、警察による治安維持活動の特殊性と警察の現場判断の尊重がその主な根拠として指摘されているということできる。

⑴ 重大なフォートの該当性

次に、本件における催涙弾の発射が、重大なフォートに該当するのかが問題になる。

CSI は、治安部隊の武器使用に関する法規制を行っている。2024年判決は、それらの CSI の規制を丁寧に整理している。ここで、2024年判決が引用したすべての規定をあげることはできないが、例えば、国家警察は、一定の場合に「絶対的な必要性がある際に、厳格に比例した態様で、その武器を使用することができる」との定め（CSI の L. 435-1）や、騒乱に関して実力行使が可能となるのは、一定の条件の下で（CSI の L. 211-9が定める）、状況が、「公序の維持に絶対的にそれ〔実力行使〕を必要としている」場合に限られており、その実力行使は、防止しようとしている紛争に比例したものでなければならないとの定め（CSI の R. 211-13）等があげられている。

これらの定めによると、2024年判決は、本件の治安部隊の行動には CSI に違反した違法な点はなく、さらに、行政裁判所が認定した事実、すなわち、治安部隊が間断なく行われた舗石の投石（jets de pavés）に直面していたこと、デモ隊が届け出られたルートを外れていたこと、デモ隊には手製

爆弾（de bombes artisanales）を含む武器を持つ者たちがいたこと、治安部隊は催涙弾を使用する前に警告を発していたことといった事実を前提として、秩序を回復する必要性、暴力、状況の複雑さを考慮すると、治安部隊が武器を違法かつ比例せずに使用したとはならないと判断した。その結果、2024年判決は、本件における催涙弾の発射について重大なフォートの成立を否定するという行政裁判所の判断を是認した。

2024年判決の判断については、行政裁判官が、治安維持活動の現場での治安回復の手段の選択において、警察の判断に相対的な謙抑（discrétion）を示しているとの指摘も見られる[48)]。行政裁判官が、治安維持活動の現場での警察の判断を尊重し、現場で使用される武器等の使用が、著しく比例しない場合といったCSIに違反する違法な場合は別として、重大なフォートに該当するとはしていないものと考えられる。

３．検　　討

Ⅰで示したように、現在でも重大なフォートによる責任が適用されるのは、裁判所の活動による責任を除くと、本稿で紹介した監督と行政警察である。しかし、これらの二つの領域での重大なフォートによる責任が要求される根拠は、これまで見てきたように、かなり異なっているのではないかと考えられる[49)]。両者を比較すると、以下の２点を指摘することができよう。

第１に、一定の監督責任において、現在でも、重大なフォートによる責任が適用されているのは、V. Villetteが述べる単純な監督であり、具体例としては経済的な規制等に関する監督責任である。その根拠は、Ⅱでも見たように、必ずしも役務の困難さではなく、被監督者に対する自由な活動の保障と、監督者が負う監督責任の二次的な性格であると整理できる。しかし、2024年判決が重大なフォートによる責任を維持した根拠は、治安維持活動の現場において固有の困難さがみられることと、治安維持活動に関する行政警察の判断への裁判所の謙抑的な態度を保障することであると考

えられる。役務の困難さは、警察の判断の尊重と、内容的には重複しうると理解することができるとすれば、判例は、治安維持活動の現場の判断の尊重を根拠として、重大なフォートによる責任を適用し、行政賠償責任を制限していると考えることができよう。あるいは、警察役務の現場での判断に広範な裁量を認めているという理解もできるであろう。

第 2 に、監督責任については、判例は、2020年判決にも見られるように、重要な利益への侵害を理由の一つとして、単純なフォートによる責任を採用している。一方で、2024年判決においては、治安維持活動によって、身体等の重要な利益への被害が認められているにもかかわらず、重大なフォートによる責任によって行政賠償責任が制限されている。この点について、判例には矛盾はないのかとの疑問も生じうる。しかし、被害者の救済については、次のように考えることができよう。すなわち、治安維持活動について、裁判所が謙抑的な態度をとることによって警察の活動に対する評価を回避することは、被害者救済の回避を意味するものではない。2024年判決のような警察の治安維持活動による武器使用に関しては、1949年判決あるいは騒擾責任によるフォート不要責任の適用による救済が考えられる。これらのフォート不要責任が適用されるのであれば、身体等の重要な利益への侵害に対する救済は、むしろ単純なフォートよりも容易な救済となりうる。フォート不要責任については、被害者の救済の充実という面だけではなく、行政活動に対してフォートに該当するというマイナス評価の回避という機能が存在することは、これまでにも指摘されてきたが[50)]、治安維持活動に関する行政賠償責任においても、そのような機能が見られると考えられる。このように考えられるのであれば、被害者救済の観点から見た2024年判決の問題点は、1949年判決の適用における厳格さ、すなわち、2024年判決に関する評釈の指摘にも見られるとおり、催涙弾に「例外的な危険性」を認めなかった点にあると考えられる。

Ⅳ　お わ り に

本稿は、現在でも重大なフォートが行政賠償責任の要件として維持されている行政警察に関する最近の判例を紹介し、監督責任に関する判例と比較して、重大なフォートによる責任が適用される根拠につき比較して、検討を行った。その結果、監督責任においては規制の強化の予防や二次的な責任という性質といった点を根拠として重大なフォートによる責任が維持されているのに対して、行政警察においては、行政裁判所による行政判断への尊重がその根拠となっていることが明らかとなった。また、被害者救済という観点からも、両責任には、違いが見られることも指摘できた。

最後に、重大なフォートによる責任について、とりわけ監督責任について、今後の検討課題を確認しておくこととしたい。Ⅰで述べたように、現在のフランス行政判例において、重大なフォートによる責任が維持されているのは、３分野とされている。本稿ではこれらの３分野のうち、行政警察に関しては、最近の判例を中心に整理し、検討を加えることができた。しかし、監督責任については、Ⅱにおいて若干の紹介と検討を行うことができたものの、経済規制に関して重大なフォートによる責任を適用する判例や、また、フランス行政法の特色の一つでもあると考えられるが、国による地方公共団体への監督責任に関する判例については、検討対象とすることができなかった。これら２分野のうち、後者の国による地方公共団体への監督責任は、わが国との比較法という観点からも、重要でありかつ興味深い分野であると考えられるが、その検討については、今後の課題としたい。

1）　faute は、行政賠償責任の要件の一つであり、過失や違法と訳されることもあるが、本稿ではフォートの語を用いる。フォートの定義について、津田智成「フランス国家賠償責任法の規範構造（1）――『役務のフォート』理論を中心に――」北大法学論集64巻６号（2014年）125頁以下参照。なお、本稿における略語については、北村和生「フランスにおける薬害と行政賠償責任――最近の行政裁判所判例について――」立命館法学401号（2022年）63

頁参照。

2） 北村和生「フランス行政賠償責任における重過失責任（1）」法学論叢127巻 4 号（1990年）67頁。重大なフォートの沿革に関する最近のまとめとして、以下参照。B. Plessix, *Droit administratif général*, 5e édition, 2024, pp. 1178-1180.

3） H.Belrhali, *La responsabilité administrative*, 3e éd., 2024, p. 198 et s.

4） *Ibid.*, p. 206.

5） Par exemple, J. Petit et P.-L. Frier, *Droit administratif*, 18e éd., 2024, pp. 746-750.

6） 経済規制に関して重大なフォートによる責任を適用した例として、以下の判決が見られる。CE, ass. 30 nov. 2001, Kechichian, concl., A. Seban, *RFDA*, 2002, p. 742.

7） Y. Gaudemet, La responsabilité de l'État du fait de ses activités de contrôle, in *Gouverner, administrer, juger. Liber amicorum Jean Waline*, 2002, pp. 564-5.

8） 北村和生「フランス行政賠償責任における HIV 感染血液訴訟――行政判例に対する影響を中心に――」立命館法学251号（1997年） 8 頁。

9） Y. Gaudemet, *op. cit.*, p. 566.

10） フォートと役務の困難さにつき、津田智成「フランス国家賠償責任法における役務のフォート認定の基準と方法――国家賠償法 1 条 1 項の責任原理との比較の視点から――（6）」北大法学72巻 3 号（2021年 9 月）81頁以下参照。

11） Y. Gaudemet, *op. cit.*, p. 567.

12） A. Seban, *op. cit.*, p. 748.

13） 北村・前掲注（1）45頁以下参照。

14） CE, 18 déc. 2020, no. 437314, concl., V. Villette, *RFDA*, 2021, p. 381 ; note G. Eveillard, *DA*, no. 4, avril, 2021, p. 35; note H. Pauliat, *JCPA*, 2021, no.13, p. 1 ; note C. Marvertl et C. Beaufills, *AJDA*, 2021, p. 506 ; note L. E., *JCPA*, 2021, no. 1, p. 12.

15） 北村和生「フランスにおけるアスベスト被害と国家賠償責任」立命館法学311号（2007年）220頁以下参照。

16） フランスの労働監督制度について、野田進『フランス労働法概説』（信山社、2022年）469頁以下参照。

17） V. Villette, *op. cit.*, pp. 382-385.

18） H. Pauliat, *op. cit.*, p. 4.

19） C. Marvertl et C. Beaufills, *op. cit.*, p. 508.

20） M. Deguergue, La responsabilité du fait des activités de police, in *La police administrative*, 2014, p. 226. また、津田智成「フランス国家賠償責任法における役務のフォート認定の基準と方法――国家賠償法 1 条 1 項の責任原理との比較の視点から――（4）」北大法学71巻 5 号（2021年 1 月）19頁以下参照。

21） 北村和生「フランスにおけるテロ防止権限の不作為と行政賠償責任――2018年のコンセイユ・デタ判決を中心に――」法と政治72巻 1 号（2021年）417頁以下。2018年判決について、津田・前掲注（10）88頁参照。

22） 2018年判決の後、テロ防止に関して、重大なフォートによる責任を適用した判決として、北村・前掲注（21）436頁の他、以下の判決が見られる。TA Paris, 10 déc. 2024, no. 2221426, note N. Chifflot, *Procédure*, 2025, no. 2, p. 31.

23） J.-P. Ferreira, Chronique annuelle de droit de la responsabilité administrative, *DA*, 2025, no. 4, p.21.

24） CE, 31 mai 2024, no. 468316, *R*., p, 166, concl. M. Boutron; *DA*, 2024, no. 10, p. 38, note G. Eveillard ; *JCPA*, 2024, no. 23, p. 1, note C. F.; *JCPA*, 2024, no.48, p. 28, note X. Prétot ; *AJDA*, 2024, no. 21, p. 1135, note J.–M. Pastor ; *AJDA*, 2024, no. 30, p. 1666, note C. Rouillier.

25） X. Prétot, *op. cit.*, p. 29 ; J.-M. Pastor, *op. cit.*, p. 1135.

26） M. Boutron, *op. cit.*, p. 170.

27） C. Rouillier, La jurisprudence administrative face aux forces de l'ordre : un processus de légitimation juridique de l'usage de la force, *RDP*, 2023, p. 742.

28） CE, ass., 24 juin 1949, Consorts Lecomte, *JCPG*, 1949, II, 5092, concl. M. Barbet, observation, G.-H. George ; *S*. 1949, 3, p. 61.1949年判決については、わが国でもいくつか紹介が見られる。例えば、神谷昭『フランス行政法の研究』（有斐閣、1965年）370頁参照。

29） 無過失責任と訳されることもあるが、本稿では、フォート不要責任の語を用いる。フランスのフォート不要責任に関する最近の論考として、津田智成「国家補償法における無過失責任規範に関する序論的考察」大貫裕之他編『稲葉馨先生・亘理格先生古稀記念　行政法理論の基層と先端』（信山社、2022年）443頁以下参照。

30） H.Belrhali, *op. cit.*, 2024, p. 232. Voir M.-O. Diemer, Risques exceptionnels et responsabilité administrative, *JCPA*, 2024, no. 25, p. 1 et s.

31） CE, 28 juill. 1951, no. 98323, *D*. 1952, Jur., p. 108, concl. F. Gazier, note G. Morange.

32） H. Pauliat, Les arrêts Tomaso Grecco et Clef fêtent leur anniversaire, *JCPA*, 2025, no. 14, p. 36; C. Rouillier, La faute policière : une catégorie juridique construite par la police, pour la police, *JCPA*, 2025, no. 18-19, p. 67.

33） G. Eveillard, *op. cit.*, 2024, p. 40.

34） CAA Nantes, 5 juill. 2018, no. 17NT00411, *JCPA*, 2018, no. 35, p. 1.

35） C. Rouillier. *op. cit.*, 2024, p. 1669.

36） CE, 16 mars 1956, Epoux Domenech, *R*., 124, concl., Mosset. 同判決の論告は、CRS の行動は重大なフォートに該当することを認めたが、同判決は、論告には従わず、重大なフォートは認められないとした。

37） M. Boutron, *op. cit.*, p. 168.

38） C. Rouillier. *op. cit.*, 2024, p. 1669.

39） G. Eveillard, *op. cit.*, 2024, p. 40.

40） いずれ下級審判決だが、アクトⅨに関わって騒擾責任が一部認められた例として、TA Nice, 15 mai 2024, no. 20004873, *AJDA*, 2024, no., 32, p. 1781, cocl. N. Beyls. 騒擾責任が認められなかった例として、CAA Toulouse, 2 avril 2024, no. 22TL21470, *JCPA*, 2024, no. 15, p. 1, note M. V.D.

41） X. Prétot, *op. cit.*, p. 30.

42） 1905年の判決について、北村・前掲注（2）62頁。

43） M. Boutron, *op. cit.*, p. 172.

44） G. Eveillard, *op. cit.*, 2024, p. 41.

45） 北村・前掲注（21）422頁。

46） G. Eveillard, *op. cit.*, 2024, p. 42.
47） C. Rouillier, *op. cit.*, 2025, p. 70.
48） C. Rouillier, *op. cit.*, 2024, p. 1670.
49） これらをまとめて扱う論者も見られる。B. Plessix, *op. cit.*, p. 1720 et s.
50） 久保茂樹「フランス国家責任法の一般理論についての再検討（三）」青山法学論集32巻3・4号（1991年）147頁参照。

＊ 本研究はJSPS科研費JP 25K04741の助成を受けたものです。